

一、最新中国法令

● 全国人大常委会 2017 年立法工作计划

【发布单位】全国人大常委会

【发布日期】2017-05-02

【内容提要】

继续审议的法律案（共 9 项）	
1. 红十字会法（修改）	（已通过）
2. 民法总则	（已通过）
3. 证券法（修改）	（4 月）
4. 测绘法（修改）	（已通过）
5. 核安全法（修改）	（4 月）
6. 中小企业促进法（修改）	（6 月）
7. 国家情报法	（6 月）
8. 水污染防治法（修改）	（6 月）
9. 电子商务法	（8 月）
初次审议的法律案（共 14 项）	
其中：	
1. 反不正当竞争法（修改）	（2 月）
2. 标准化法（修改）	（4 月）
6. 土壤污染防治法	（6 月）
10. 烟叶税法	（8 月）
11. 船舶吨税法	（10 月）
预备及研究论证项目	
修改专利法、著作权法、海上交通安全法、土地管理法、个人所得税法、税收征收管理法等，制定期货法、房地产税法、关税法、耕地占用税法等。	

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-05/02/content_2021068.htm

● 关于简并增值税税率有关政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2017〕37 号

【发布日期】2017-04-28

【内容提要】自 2017 年 07 月 01 日起，简并增值税税率结构，取消 13% 的增值税税率。纳税人销售或者进口农产品（含粮食）、石油液化气、天然气、食用盐、图书、报纸、杂志、音像制品、电子出版物等，税率为 11%。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201705/t20170502_2591609.html

● 互联网新闻信息服务管理规定

【发布单位】国家互联网信息办公室

【发布文号】国家互联网信息办公室令 1 号

【发布日期】2017-05-02

一、最新中国法令

● 全国人民代表大会常务委员会 2017 年立法作业计划

【发布機關】全国人民代表大会常務委員會

【發布日】2017-05-02

【概要】

引き続き審議する法案（合計で 9 項目）	
1. 赤十字会法（改正）	（可決済み）
2. 民法総則	（可決済み）
3. 証券法（改正）	（4 月）
4. 測量製図法（改正）	（可決済み）
5. 核安全法（改正）	（4 月）
6. 中小企業促進法（改正）	（6 月）
7. 国家情報法	（6 月）
8. 水質汚染防止法（改正）	（6 月）
9. 電子商取引法	（8 月）
初めて審議する法案（合計で 14 項目）	
このうち、以下が含まれる。	
1. 不正競争防止法（改正）	（2 月）
2. 標準化法（改正）	（4 月）
6. 土壤汚染防止法	（6 月）
10. たばこ税法	（8 月）
11. 船舶とん税法	（10 月）
審議予定及び研究論証項目	
特許法、著作権法、海上交通安全法、土地管理法、個人所得税法、税収徴収管理法などを改正し、先物法、不動産税法、関税法、耕地占用税法などを制定する。	

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-05/02/content_2021068.htm

● 増値税税率の簡素化・統合政策に関する通知

【发布機關】財政部、国家稅務總局

【发布番号】財稅〔2017〕37 号

【發布日】2017-04-28

【概要】2017 年 7 月 1 日から、増値税税率構造を簡素化・統合し、13% の増値税税率を廃止する。納税者が輸入する又は販売する農産物（食糧を含む）、液化石油ガス、天然ガス、食用塩、書籍、新聞、雑誌、音響映像製品、電子出版物などの税率を 11% とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201705/t20170502_2591609.html

● インターネットニュース情報サービス管理規定

【发布機關】国家インターネット情報事務室

【发布番号】国家インターネット情報事務室令 1 号

【發布日】2017-05-02

【実施日期】2017-06-01

【内容提要】根据该规定：

- 通过互联网站、应用程序、论坛、博客、微博客、公众账号、即时通信工具、网络直播等形式向社会公众提供互联网新闻信息服务，应取得互联网新闻信息服务许可，禁止未经许可或超越许可范围开展活动。
- 任何组织不得设立中外合资经营、中外合作经营和外资经营的互联网新闻信息服务单位。
- 互联网新闻信息服务单位与境内外中外合资经营、中外合作经营和外资经营的企业进行涉及互联网新闻信息服务业务的合作，应当报经国家网信办进行安全评估。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.cac.gov.cn/2017-05/02/c_1120902760.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

- [合法奖励与商业贿赂的边界厘清——上海工商局调查多家轮胎企业涉嫌商业贿赂系列案件简评](#)

在第 510 期《里兆法律资讯》中，律师介绍了上海市工商行政管理局及其下属分局（以下统称“上海工商局”）对多家知名轮胎企业涉嫌商业贿赂的行为进行立案调查的讯息，这些案件已基本调查结束并已陆续作出行政处罚决定。

从公示的行政处罚决定书来看，涉案轮胎企业被上海工商局认定为“商业贿赂”的行为主要表现为：为促进所属品牌轮胎产品的销售，以“销售奖励”、“旅游奖励”等名义，对达到一定销售量/进货量的代理商/零售商等，采用给予购物卡、旅游卡、

【实施日】2017-06-01

【概要】本规定によると、以下の通りである。

- インターネットのウェブサイト、アプリケーション、フォーラム、ブログ、ミニブログ、パブリックアカウント、リアルタイム通信ツール、インターネットライブ配信などの形で、一般大衆に対してインターネットニュース情報サービスを提供するにあたっては、インターネットニュース情報サービスの営業許可を得なければならない、無許可で又は許可された範囲を逸脱してインターネットニュース情報サービス活動を行ってはならない。
- いかなる組織も中外合弁、中外合作及び外国資本による経営形態のインターネットニュース情報サービス組織を設立してはならない。
- インターネットニュース情報サービス機関が国内・外の中外合弁、中外合作及び外国資本による経営形態の企業とインターネットニュース情報サービス関連業務において提携するにあたっては、国家インターネット情報事務室によるセキュリティー評価を受けなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.cac.gov.cn/2017-05/02/c_1120902760.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

- [合法的な奨励と商業賄賂との境界線を整理する——タイヤ企業数社が絡む上海工商局による商業賄賂疑惑調査案件へのコメント](#)

第 510 期「里兆ニュースレター」において、上海市工商行政管理局及びこれに隷属する支局（以下併せて「上海工商局」という）が有名なタイヤ企業数社の商業賄賂疑惑で立件調査をしたという情報を紹介したが、これらの案件についての調査はほぼ終了しており、且つ行政处罚決定が行われた。

公示された行政处罚决定书によると、上海工商局に「商業賄賂」として認定されたタイヤ企業の行為は主に、所属ブランドのタイヤ製品の販売促進を行うために、「販売奨励金」、「インセンティブ旅行」などの名目で、売上/仕入量が一定の数量に達した代理店/小売業者などに

兑换京东礼品卡券，或以“促销费用”名义发放钱款和实物等多种方式进行“奖励”。该等奖励行为最终被上海工商局认定构成商业贿赂，相关企业被处以罚款并被没收违法所得。

根据中国现行的《反不正当竞争法》第8条第1款规定：“经营者不得采用财物或者其他手段进行贿赂以销售或者购买商品。”¹同时，国家工商总局《关于禁止商业贿赂行为的暂行规定》第2条对前述规定中的“财物”和“其他手段”进行了区分：

1. “财物”是指现金和实物，包括经营者为销售或者购买商品，假借促销费、宣传费、赞助费、科研费、劳务费、咨询费、佣金等名义，或者以报销各种费用等方式，给付对方单位或者个人的财物；
2. 而“其他手段”是指提供国内外各种名义的旅游、考察等给付财物以外的其他利益的手段。

在上述案件中，上海工商局即是依据前述规定对多家轮胎企业的行为作出的行政处罚决定的。

实践中，执法机关通常从主观方面和客观方面对商业贿赂行为的构成要件进行认定。主观方面，经营者实施相关行为的目的是否是“为了诱使交易相对人为经营者谋取交易机会或者竞争优势。”客观方面，经营者是否“给付交易相对人（对方单位或者个人）财物或者其他经济利益”。以上述案件中的A公司案件为例，执法机关调查如下：

A公司设定了零售商某一年度的季度轮胎进货数量，并以零售商在此期间内通过经销商购进其品牌产品达到或超出前述进货目标110%为奖励条件，根据零售商所购产品中相关品牌系列轮胎的数量和规格，按照每条数十元不等的金额给予零售商奖励。嗣后，A公司购进京东商城电子购物卡用于给付前述“奖励”。

另外，A公司通过举办冬季胎现场订货会与零售商约定，零售商在某限定日之前通过经销商购进其冬季胎产品，按照每数百条给予一张相应金额旅游卡的奖励。嗣后，A公司从第三方购进若干张旅游卡用于给付上述“奖励”。

対して買物券、旅行券、京東ギフト券を支給し又は「販促費用」の名目による金員支給、及び現物などの様々な方式により「奨励」を行うものであった。最終的に上海工商局はこれらの奨励行為を商業賄賂に認定し、関連企業を過料に処し、違法所得を没収した。

中国現行の「不正競争防止法」第8条第1項の規定によれば、「事業者は、商品を販売し又は購入するために、財物又はその他の手段で賄賂行為を行ってはならない。」¹としている。また、国家工商総局「商業賄賂行為禁止に関する暫定規定」第2条では、前述規定の「財物」と「その他の手段」を区別している。

1. 「財物」とは現金と現物を指し、事業者が商品を販売し又は購入するために、販促費、宣伝費、協賛費、研究費、労務費、コンサルティング料金、手数料などの名目にかこつけ、又は諸費用を経費精算するなどの方式により、相手組織又は個人に財物を供与することが含まれる。
2. また、「その他の手段」とは各種の名目による国内・海外旅行、視察など、財物供与以外のその他の利益を供与する手段を指す。

上記案件において、上海工商局は、前述の規定に基づきタイヤ企業数社の行為に対して行政処罰の決定を行ったのである。

実践では、法令執行機関は、通常、主観的観点と客観的観点から、商業賄賂行為の構成要件を認定する。主観的観点においては、事業者が係る行為を実施した目的が「取引相手が、事業者のために取引機会又は競争の優位性を獲得するように仕向けるもの」であるかであり、客観的観点においては、事業者が「取引相手（相手組織又は個人）に対し、財物又はその他の経済的利益を支払った」かどうかである。例えば、上記案件のA社の事例を例にとると、法令執行機関の調査結果は以下の通りである。

A社は小売業者に対し、ある年度における四半期のタイヤ仕入数量を設定し、尚且つ小売業者がこの期間において取次販売店を通じて購入する同ブランドの製品は仕入目標の110%に達するか、又はそれを上回るという奨励条件をつけ、小売業者の購入した製品における係るブランド・シリーズのタイヤ数量と規格によって、1本あたり数十元前後の金額で小売業者に奨励を支払うとしていた。その後、上記の「奨励」を給付するために、A社は京東モールの電子ギフト券を購入した。

また、A社は冬用タイヤ現場受注会を開催し、小売業者がある特定の期日までに取次販売店から該当冬用タイヤ製品を購入した場合、数百本ごとに相応の金額の旅行券1枚を奨励として与えることを小売業者と約束した。その後、上記の「奨励」を給付するために、A社は第三者から旅行券を数枚購入した。

¹ 2017年02月26日公布的《反不正当竞争法（修订草案）》基本沿用这一定义，并在贿赂对象方面加入了“可能影响交易的第三方”：经营者不得采用财物或者其他手段贿赂交易对方或者可能影响交易的第三方。交易对方或者可能影响交易的第三方不得收受贿赂。目前，该修订草案已进入人大审议环节，正由人大征求社会公众意见。

¹ 2017年2月26日に公布された「不正競争防止法（改正草案）」は基本的にこの定義を踏襲し、尚且「取引に影響を与え得る第三者」を賄賂対象に追加した。つまり、事業者は財物又はその他の手段により取引相手又は取引に影響を与え得る第三者へ賄賂を供与してはならない。取引相手又は取引に影響を与え得る第三者は賄賂を受け取ってはならない。現在、当該改正草案はすでに人民代表大会の審議段階に入っており、人民代表大会が社会に向けてパブリックコメントを募集している。

对于上述行为，执法机关认定：A公司以“销售奖励”等名义在正常商品交易之外给予零售商购物卡等财物的行为，从主观方面来说，是为了促进产品销售，提高所属品牌乘用车轮胎的市场份额。从客观方面来看，系通过给予额外利益影响下游零售市场经营者对交易对象及商品的选择，从而排挤了其他竞争对手获取交易的机会。这种排挤不是通过产品质量的提高、配套服务的提升、更为合理的产品定价等正常的市场竞争手段实施的，而是在正常的商品货款之外给付财物收买对方单位，且金额较大，足以对正常的市场竞争秩序产生实质影响，损害其他没有额外利益输送经营主体的利益。A公司行为违反了《反不正当竞争法》第八条第一款之规定，构成采用财物进行贿赂以销售商品的商业贿赂行为。

从以上案例中不难看出，在轮胎销售行业似乎普遍地存在通过赠与财物的形式提供“奖励”的行为，那么是否商业活动中的“销售奖励”措施都是违法的呢？律师认为并非如此。

《反不正当竞争法》第8条第2款规定，经营者销售或者购买商品，可以明示方式给对方折扣，可以给中间人佣金²。经营者给对方折扣、给中间人佣金的，必须如实入账。接受折扣、佣金的经营者必须如实入账。据此，经营者可采取“明折明扣”方式，合法的奖励交易相对方。“明折明扣”通常是指，经营者给予交易相对方的任何折扣需在双方交易所依据的相关书面文件，包括但不限于合同、协议、订单等中进行明确的记载，并予以如实入账³。实务操作中，“明折明扣”的做法在财务上的操作方式通常包括如下两种：

上述行为について、法令執行機関は次の通り判断した。A社が「奨励」などの名目で、正常な商品取引外で小売業者に対し買物券などの財物を与えた行為は主観的観点から見ると、製品の販売を促進し、所属ブランドの乗用車タイヤのシェアを高めることを目的としたものである。一方、客観的観点から見ると、定額外の利益を供与したことで、川下の小売市場における事業者による取引相手及び商品の選択に影響を与えることになり、これによって、他の競合相手の取引獲得チャンスを奪うことになった。このような取引獲得チャンスの争奪は製品の品質向上、付帯サービスの向上、さらに合理的な製品価格設定などの市場における正常な競争手段を通じて実現されたものではなく、正常な商品代金とは別に財物を与えることで相手方を買収するものであり、尚且つ金額も高めであったことから、市場における正常な競争秩序に実質的影響をもたらす、このような定額外の利益供与を実施していない他の事業者の利益を損うものであると判断するに足りるものである。A社の本行為は「不正競争防止法」第八条第一項の規定に違反しており、財物により賄賂行為を行い、商品を販売したという商業賄賂行為に該当する。

上記の事例から、タイヤ販売業界においては、財物贈与の方式により「奨励」を供与する行為が普遍的に存在することが容易に見て取れるが、ビジネス活動における「販売奨励金」はいずれも違法であるのだろうか。筆者は、必ずしもそうとは限らないと考える。

「不正競争防止法」第8条第2項の規定では、事業者は商品を販売し又は購入するときに、明示的方法で相手方に値引きを与え、仲介人に手数料を支払うことができる²。事業者が相手側に値引きを与え、仲介人に手数料を支払う際には、必ず事実どおりに記帳しなければならない。値引き、手数料の支払いを受けた事業者は、必ず事実どおりに記帳しなければならない。これに基づけば、事業者は「明示的な方法によるコミッション」を与えることで、合法的な奨励を取引相手に与えることができる。通常、「明示的な方法によるコミッション」とは、事業者が取引相手に与えたいかなるコミッションをも双方の取引のベースとなる書面（契約書、協議書、注文書などを含むが、これらに限らない）に明確に記載し、事実どおりに記帳することを指す³。実務取扱では、「明示的な方法によるコミッション」について、財務上は通常、以下2つの取扱方法がある。

² 佣金是在交易相关方如实提供居间或代理服务等的情况下由经营者作为对价所支付的，因此，并不属于本文所讨论的奖励类型；与此相似的还包括劳务费、促销费等。实践中，经营者向交易相关方支付前述费用的行为在满足如后几个要件的情况下，通常可以排除构成商业贿赂的风险：未假借相关名义；未直接报销费用；向对方（收款方）具备相应经营范围；有证据证明实际发生相关业务以及费用；金额应当合理；具备合同、发票；双方必须如实入账；等等。

² 手数料とは、取引相手が事実どおりに仲介又は代理サービスなどを提供した場合、事業者が対価として支払うものである。したがって、本稿にいう奨励の種類に該当しない。またこれに似ているものには、労務費、販促費などが含まれる。実践において、事業者から取引相手に上記費用を支払う行為が次の要件を満たす場合、通常、商業賄賂に認定されるリスクは排除される。係る名目にかこつけていない、費用精算を直接行っていない、相手方（料金受取人）が係る経営範囲を具備している、係る業務と費用が実際に発生したことを証明する証拠を有している、金額は合理的でなければならず、契約書、発票が揃っていること、双方は事実どおりに記帳しなければならない、その他。

³ 如实入账一般要求经营者以及交易相对方应将给予以及收到的折扣在发票上体现，及在各自的财务账簿上记载；且，体现或记载的相关折扣的名义、金额、折扣率等均需与实际相符。

³ 事実どおりに記帳するには、通常、事業者及び取引相手は自分が与えた、又は相手からもらったコミッションを発票上に反映させ、各自の財務帳簿に記載しなければならない。尚且つ、反映させた、又は記載した係るコミッションの名目、金額、コミッション率などは実情に合致するものでなければならない。

方法一，即期扣除。经营者可以将销售额和折扣率在同一张发票上分别注明，并可按折扣后的余额作为销售额计算增值税。但是，需要注意的是，该等情况下，不能单独将折扣额以任何名义另开发票。

方法二，事后退还。在发生“明折明扣”行为之后，由购货方（代理商/零售商，等）向主管税务机关提出申请，在主管税务机关审查通过后，向购货方出具《开具红字增值税专用发票通知单》（以下简称“通知单”），经营者（销货方）收到通知单之后，向购货方开具红字增值税专用发票，以作为购货方的记账凭证，并用于冲减其购货支出以扣减其进项税额；销货方则将红字增值税专用发票的存根联、记账联作为其记账凭证，冲减销售收入以扣减当期销项税额。

鉴于开具红字增值税专用发票的程序比较繁琐，既需要购货方的配合，又需要通过主管税务机关的审查，如果因此导致无法进行红字增值税专用发票处理时，通常会采取购货方向销货方开具增值税普通发票的处理方式，但是，此时销货方将无法对折扣额进行销项抵扣。

严格而言，“明折明扣”的奖励方式均应为“现金”而非“实物”折扣，如，“买十送一”、“买五送一”，等等。实务操作中，直接以“实物”形式提供的折扣被认定为“商业贿赂”的风险通常比较大，因此，通常需要经营者将实物换算为相应的金额，按照货款的一定比例，以“现金”形式予以即期扣除或事后退还。以商品单价 100 元、买十送一为例，即期扣除和事后退还的操作方式如下：

- 即时扣除：合同记载销售折扣为 90.90%，发票开具商品数量 11，商品总价 999.90 元；
- 事后退还：合同记载销售折扣为 90.90%，发票开具商品数量 11，商品总价 1100.00 元，后续另行退还 100.10 元（并要求购货方配合对折扣额进行红字增值税专用发票处理，或由购货方开具增值税普通发票）。

由上可见，“明折明扣”属于法律允许的合法奖励方式，而不被认定为商业贿赂。当然，就经营者所实施的“明折明扣”而言，经营者和交易相对方均需将发生的“折扣”以明示的方式如实入账并进行税务上的处理。除此之外，结合以往实务操作经验，提请经营者注意的是，建议对不同的经销商/零售商而言，适用尽可能标准统一的奖励政策（奖励结果依不同经销商/零售商的业绩表现、目标达成等可有所不同）；同时，建议“明折明扣”的力度/幅度尽可能满足商业合理性要求（尽管目前法律上对此尚无明确限制），以保证“明折明扣”的奖励方

方法その1:当期控除。事業者は売上額とコミッション率を同じ発票に明記し、コミッションを差し引いた金額を売上額として増値税を計算することができる。なお、このような場合、コミッション金額のみについて、何らかの名目で発票を別途発行してはならない。

方法その2:事後払い戻し。「明示的な方法によるコミッション」という行為があった後、まず、仕入先(代理店/小売業者など)は主管税務部門に申請し、主管税務部門は審査通過後、仕入先に「赤字増値税専用発票発行通知書」(以下「通知書」という)を発行する。それから、事業者(販売者)は通知書を受け取り、仕入先に赤字増値税専用発票を発行し、仕入先はこれをもって記帳証憑とするとともに、仕入支出と相殺して仕入税額を控除する。販売者は赤字増値税専用発票の発行綴り、記帳綴りを記帳証憑として、販売収入と相殺して当期販売税額を控除する。

赤字増値税専用発票の発行手続きは相対的に煩瑣であり、仕入先の協力がいることは勿論、主管税務機関の審査を通過する必要もあり、もしもそれらが理由で赤字増値税専用発票の取扱ができなくなった場合、通常、仕入先が販売者に対し増値税普通発票を発行する方法で処理するが、この場合、販売者はコミッション金額について販売税額を相殺することができないことになる。

厳格に言えば、「明示的な方法によるコミッション」という奨励は「現金」でなければならず、「現物」(例えば「10 個購入すれば 1 個おまけ」、「5 個購入すれば 1 個おまけ」など)のコミッションではない。実務取扱では、通常、直接「現物」の形式により与えたコミッションが「商業賄賂」と認定されるリスクはやや大きい。従って、通常、事業者が現物を現金化し、貨物代金の一定の割合に従い、「現金」で当期控除し又は事後払い戻す必要がある。例えば、商品単価が 100 元であり、10 個購入すれば 1 個おまけの場合、当期控除と事後払い戻しの運用方法はそれぞれ以下の通りである。

- 当期控除：契約記載の販売コミッションは 90.90%であり、商品数量を 11、商品合計価格を 999.90 元として発票を発行する。
- 事後払い戻し：契約記載の販売コミッションは 90.90%であり、商品数量 11、商品合計価格 1100.00 元として発票を発行し、その後別途 100.10 元を払い戻す(尚且つ仕入先の協力を求め、コミッション金額について赤字増値税専用発票の発行を要請し、又は仕入先が増値税普通発票を発行する)。

以上から、「明示的な方法によるコミッション」は法律上容認される適法な奨励方法に該当し、商業賄賂にはならない。もっとも、事業者が実施した「明示的な方法によるコミッション」について、事業者と取引相手のいずれも、生じた「コミッション」を明示的な方法で事実どおりに記帳し、税務上の処理を行わなければならない。このほか、これまでの実務経験を踏まえると、できる限りそれぞれの取次販売店/小売業者について、いずれも同じ基準で奨励政策(奨励の実施は取次販売店/小売業者の実績、目標達成などによって異なることは可能である)を実施することが望ましく、その点、事業者には注意してい

式能够始终以法律允许的本来面目，恰当的服务于经营者的商业目的。总而言之，经营者在制定合规方案或者在对销售奖励活动进行合规审查时，应当结合前述方面进行判断和把握，这是近期轮胎企业行政处罚案件给予经营者的启示，值得借鉴。

（里兆律师事务所 2017 年 05 月 05 日编写）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [高尔夫球场会员权索赔案件](#)
- [外国人来华工作许可制度的新变化](#)

ただきたい。また、「明示的な方法によるコミッション」という奨励方式が始終法律的に容認される本来の目的で事業者のビジネス目的において適切な役割りを担うことができるように、「明示的な方法によるコミッション」の度合いをビジネス上の合理的な要求（現時点で法律上、これに対して明確な制限を定めていないが）を満たすようにするのがよい。上記をまとめると、事業者がコンプライアンス対応方案を制定する際、又は販売奨励金の運用に際して、コンプライアンス上の審査を行う時には、上記を踏まえて判断し、検討していく必要があるが、これは先頃発生したタイヤ企業の行政処罰案件から、事業者が学ぶべきことであろう。

（里兆法律事務所が 2017 年 5 月 5 日付で作成）

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [ゴルフ場会員権賠償請求案件](#)
- [外国人の中国在留就労許可制度の新たな変更事項](#)